

# 生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準

制 定 平成17年7月29日農林水産省告示第1259号  
改 正 平成18年2月22日農林水産省告示第186号  
改 正 平成24年8月28日農林水産省告示第2130号  
最終改正 平成28年6月1日農林水産省告示第1266号

## 一 小分けし及び格付の表示を付するための施設

### 1 小分けのための施設

農産物を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造であること。

### 2 格付の表示のための施設

証票の管理のための施設であること。

## 二 小分けの実施方法

### 1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。

#### (1) 小分けに関する計画の立案及び推進

#### (2) 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

### 2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

#### (1) 農産物の受入れ及び保管に関する事項

#### (2) 小分け前の農産物の格付の表示の確認に関する事項

#### (3) 小分け後の農産物の格付の表示に関する事項

#### (4) 小分けの方法に関する事項

#### (5) 生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）第2条に規定する生産情報及び同規格第5条に規定する情報（以下「生産情報等」という。）の伝達に関する事項

#### (6) 苦情処理に関する事項

#### (7) 小分けの実施状況についての登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

### 3 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録（2の(1)から(3)までに掲げる事項についての記録をいう。以下同じ。）及び当該管理記録の根拠となる書類を当該管理記録の作成の日から3年以上保持すること。

## 三 小分けを担当する者の資格及び人数

### 1 小分け担当者の資格及び人数

小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

#### (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの

#### (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

## 2 小分け責任者

小分け責任者として、小分け担当者の中から、登録認定機関又は登録外国認定機関の指定する講習会（五において「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。

## 四 格付の表示をする組織及び実施方法

### 1 格付の表示をする組織

格付の表示をする部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

### 2 格付の表示の実施方法

(1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（(2)において「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

ア 格付の表示に関する事項

イ 生産情報等の伝達に関する事項

ウ 生産情報公表農産物の出荷又は処分に関する事項

エ 出荷後に生産情報公表農産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなつた荷口への対応に関する事項

オ 記録の作成及び保存に関する事項

カ 登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

(2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。

## 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

最終改正の附則（平成28年6月1日農林水産省告示第1266号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第19条の4の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準の四の2の(1)のエの規定にかかるわらず、この告示の施行の日から1年間は、出荷後に生産情報公表農産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなつた荷口への対応に関する事項について、格付表示規程を整備しないことができる。